

「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」 を送付します！

共済組合では、医療費適正化対策事業の一環として、ジェネリック医薬品に関するお知らせ（ジェネリック医薬品差額通知）を12月中旬にご自宅へ送付します。

現在服用されている新薬（先発医薬品）からジェネリック医薬品（後発医薬品）に切り替えた場合、どのくらい自己負担額が軽減できるのかをお知らせする通知です。

毎年、多くの方にジェネリック医薬品へ切り替えていただいております。

この機会にぜひ、ご家族と一緒にジェネリック医薬品への切り替えをご検討ください。



令和3年3月から令和3年5月までに新薬（先発医薬品）を処方された組合員および被扶養者の中で、ジェネリック医薬品（後発医薬品）へ切り替えやすく、切り替え前に比べて一定額以上の負担軽減が見込める方を対象に送付します。共済組合に加入されている全員に届くものではありません。